



きのくに生活情報誌

# くらしのとびら

2008 春号

発行

和歌山県環境生活部共生推進局

県民生活課

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

TEL(073)432-4111

「きのくに生活情報誌 くらしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

## 5月は **消費者月間** です。

全国統一テーマ

### ★★★ **活かそう 消費者・生活者の視点** ★★★

毎年5月を消費者月間と定め、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業を集中して行っています。

近年、国民生活を脅かす事件や事故が多発している中、消費者・生活者の視点にたった国民生活の安全・安心が重視されています。

県では、消費者トラブルに対する知識や意識を高めていただくために、講演会を開催します。この機会に是非、ご参加ください。

## 消費者月間記念講演

### 「気をつけよう！金融トラブル」

講師：弁護士 住田裕子氏

日時：平成20年5月31日(土) 14時から

場所：和歌山県勤労福祉会館 プラザホープ(和歌山市)

定員：300名

無料、事前申込必要

### 「消費者・生活者の声を活かそう」

気をつけよう！日々の暮らしー

講師：(社)全国消費生活相談員協会 消費生活専門相談員 谷敬子氏

日時：平成20年5月16日(金) 13時から

場所：和歌山県立情報交流センターBig・U(田辺市)

定員：80名

無料、事前申込必要

詳細については、和歌山県県民生活課(073-441-2345)までお問い合わせください。

## 水まわりの修理サービストラブルがふえています！！

### 事例 1

夜、トイレがつまったので、ポストに入っていたチラシをみて、24時間対応してくれるという業者を呼んだが、つまりをとるだけの作業に何万円も請求された。

広告表示にあった価格だけで済むとは限りません。

電話で、作業にだいたいいくらぐらいいるか確認しても、無視して作業終了後に高額な請求をする業者もいます。

### 事例 2

夜、水漏れしたので折り込み広告をみて、工事を依頼したが、勝手にシステムキッチン等を交換されそうになった。元に戻すよう依頼するとそれに対し、費用を請求された。

当初依頼した目的と違ったことの契約を勧められても、すぐに決めないことが重要です。

\*最近ではすぐに捨てられるチラシよりも、シールやマグネット板でPRする業者も増えています。

### アドバイス

チラシ等を見ただけでは、金額や工事の技術水準もよくわからない場合があるので、事前にどんな業者なのか、標準的な金額はどのくらいか確認しておくことが重要です。

水漏れについては、止水栓を閉めれば止まります。

日頃から止水栓の場所を確認しておきましょう。

まずは応急処置をしておいて、翌日どの業者に依頼するかじっくり考えましょう。

困ったら県消費生活センターへ

消費生活でのご相談・お問い合わせは消費生活センターやお近くの市町村まで

\*相談は無料です\*

【相談受付時間】 平日 午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日、年末、年始は休みです）

日曜日消費生活相談（電話相談のみ）

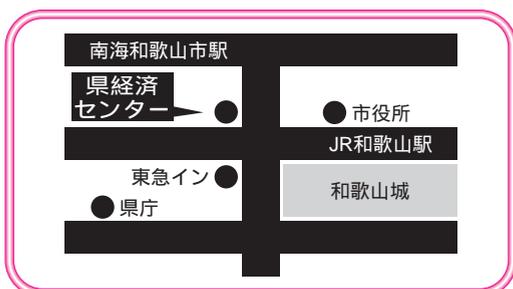
開設時間 午前10時～午後4時 TEL(073)433-1551

### 和歌山県消費生活センター

〒640-8227 和歌山市西丁丁26 県経済センター2階

TEL(073)433-1551

FAX(073)433-3904

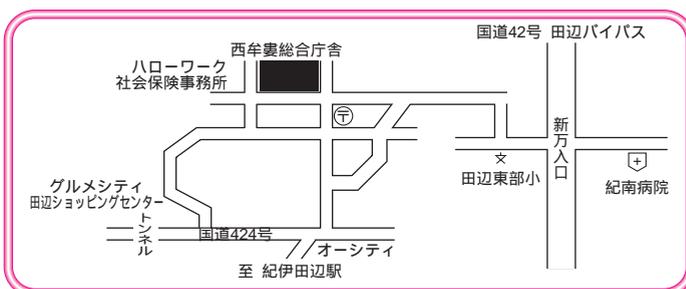


### 和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

TEL(0739)24-0999

FAX(0739)26-7943



## 還付金詐欺にご注意！

最近、税務署、社会保険庁、市町村職員等を名乗り、「還付金がある」という不審な電話が県内各地で報告されています。言葉巧みなニセの還付金話を信じてしまうと、携帯電話を使って現金自動預払機（ATM）の前まで行くよう指示されます。

そこで相手の言うままに、ATMを操作していると還付どころか逆に振り込んでしまうという手口です。いわゆる振り込め詐欺の一種です。

### 《県下被害状況》

平成20年1月と2月で計20件（うち1件未遂）被害額19,466,613円

### チェック！あなたは大丈夫？

早くしないと払い戻しができなくなるなどと、急がされませんでしたか。

ATMで払い戻しすると言われていませんでしたか。

金融機関以外の人目につかないATMを利用するように言われませんでしたか。

携帯電話で会話しながら、ATMの操作方法を指示されていませんか。

一つでもあてはまれば、還付金詐欺と疑ってください。

## アドバイス

- ・不審な電話や訪問があれば、一人で判断せず、まずお近くの市町村または消費生活センターに相談しましょう。
- ・税務署、社会保険事務所、市町村職員等が携帯電話を使い、ATMの操作方法を指示することはありません。

## 講師派遣・ビデオの貸出のご案内

最近の被害事例や被害にあわないための知識を知っていただくため、自治会や地域の各種団体などへ講師を無料で派遣します。

- 内容：
- ・消費者被害にあわないために
  - ・最近の消費者相談の事例について
  - ・暮らしの契約に関する法律について
  - ・ローン・クレジットのはなし 等

お問い合わせ：県消費生活センター 電話 073-433-1551  
県金融広報委員会 電話 073-441-2342

悪質商法の事例をわかりやすく紹介した啓発用ビデオの貸出も行っております。

お問い合わせ：県消費生活センター 電話 073-433-1551  
県民生活課 電話 073-441-2345

## ご存じですか？交通ルールが変わります。

まもなく改正道路交通法が施行されます！（平成19年6月20日から1年以内に施行）

### <自転車の利用について>

道路標識がある場合の他、児童・幼児が運転する自転車や、周囲の状況からやむを得ない場合は、自転車も歩道通行が可能になります。その場合でも自転車は車道寄りを徐行して、歩行者に十分配慮しましょう。

児童・幼児が自転車に乗るときは、保護者の方はヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

### <高齢運転者の保護について>

75才以上の方が自動車を運転する場合は、高齢運転者標識を表示しなければいけません。

自動車の運転手は、標識をつけた自動車に対して、幅寄せや割り込みをしてはいけません。

### <シートベルトの着用について>

自動車の運転手は、後部座席もシートベルトをつけさせなければいけません。



みんなで交通ルールを守って、交通事故のない和歌山県に！

「乗る前に 思い出してね みんなの笑顔」  
「パパやめて いんしゅうんてん じこのもと」  
（平成20年度交通安全年間スローガン  
子どもの部 最優秀作品）

「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本に、交通安全県民運動実施中です。  
和歌山県・交通事故をなくする県民運動推進協議会

## 「安全・安心・飲酒運転根絶宣言の家」を募集しています

県では、地域住民の方々の防犯意識や交通安全意識の更なる向上を図るため、一般世帯（自治会単位）を対象に「安全・安心・飲酒運転根絶宣言の家」の普及に取り組んでいます。

安全で安心な地域社会を実現するため、ぜひ皆様でお取り組みいただきますようよろしくお願いいたします。

### 実施内容

「宣言の家」の申し込み(自治会単位)



県へ宣誓書(1)の提出



県からステッカー(2)の送付



各家庭で玄関先に貼付

### 1 安全・安心・飲酒運転根絶のための誓い「10ヶ条」

1. 外出時や夜間は、必ず戸締まり（鍵掛け）をします。
2. 家屋は、周囲からの見通しを確保（植栽の剪定等）するよう努めます
3. 自動車やオートバイ、自転車を駐車（駐輪）する場合は、必ずキーを抜き、鍵掛け（ハンドルロック）します。
4. 自転車やオートバイの前かごには、ひったくり防止カバーなどを装着するよう努めます。
5. 子どもには、防犯ブザーなどを持たせるよう努めます。
6. 家族みんなで自主防犯に努めます。
7. 悪質な訪問販売は、地域ぐるみで排除します。
8. 飲酒運転は絶対しません。
9. 運転しようとする人には、お酒を勧めません。
10. 飲酒した人には、運転をさせません。

### 2 ステッカー



安全・安心  
飲酒運転根絶

宣言の家